

改正

平成28年7月19日条例第24号

佐久市少年センター条例

(設置)

第1条 青少年の健全な育成及び非行化の防止を図るため、少年センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市少年センター	佐久市中込3056番地

(業務)

第3条 センターは、青少年育成補導関係機関、関係団体及び民間有志者の協力を得て、次の業務を行う。

- (1) 青少年の育成及び補導に関すること。
- (2) 青少年の育成及び補導についての調査、研究及び資料収集に関すること。
- (3) 青少年の育成及び補導についての広報に関すること。

(運営協議会)

第4条 センターの活動の公正かつ適正な運営を図るため、佐久市少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員25人以内で組織し、委員は、青少年育成補導関係機関、関係団体等の代表者及び識見を有する者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
- 3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(分科会)

第5条 協議会に次に掲げる分科会を置く。

- (1) 補導分科会
 - (2) 育成分科会
- 2 分科会は、会長の指名する委員をもって組織する。
 - 3 分科会は、協議会から付託された事項を審議するとともに、協議会の決定した方針に基づき専門補導委員、補導委員及び育成推進員を指揮監督する。
 - 4 前条第4項から第7項までの規定は、分科会について準用する。

(専門補導委員及び補導委員)

第6条 青少年を補導するため、専門補導委員及び補導委員を置き、教育委員会がこれを委嘱する。

(育成推進員)

第7条 青少年の健全な育成のため、育成推進員を置き、教育委員会がこれを委嘱する。

第8条 専門補導委員、補導委員及び育成推進員（以下「専門補導委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門補導委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月19日条例第24号）

この条例は、平成28年7月25日から施行する。

佐久市少年センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市少年センター条例(平成17年佐久市条例第208号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 条例第6条の規定による専門補導委員(以下「専門補導委員」という。)及び同条の補導委員(以下「補導委員」という。)は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役員
- (3) 市内の小学校、中学校及び高等学校の職員
- (4) 識見を有する者

2 条例第7条の育成推進員(以下「育成推進員」という。)の選定については、別に定めるところによる。

3 専門補導委員、補導委員及び育成推進員の人数については、別に定めるところによる。

(協議会への報告)

第3条 条例第5条第1項第1号の規定による補導分科会及び同項第2号の規定による育成分科会は、付託事項の審議の結果並びに専門補導委員、補導委員及び育成推進員の活動の経過及び結果を条例第4条第1項の規定による佐久市少年センター運営協議会に報告しなければならない。

第4条 専門補導委員及び補導委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の補導及び相談に関すること。
- (2) 青少年の指導に関係する他の機関及び団体との連絡及び協調に関すること。
- (3) 青少年の指導に関する調査研究、資料の収集及び広報に関すること。

2 育成推進員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域青少年育成会及び青少年団体の育成、活動の推進等に関すること。
- (2) 児童委員の活動、非行防止の活動、環境の浄化活動等に協力すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成のための諸活動に関すること。

(職員)

第5条 佐久市少年センターに所長及び次長を置く。

2 前項に定めるほか、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。